

Z-75-D [第一問] 解 答

問 1

[illegible]

問 1 (続き)

[illegible]

問 2 (1)

(法的な理由)
1. 完全支配関係 ②◎
一の者が法人の発行済株式等の全部を直接もしくは間接に保有する関係又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいう。
2. 完全支配関係がある場合の寄附金の損金不算入 ②◎
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、損金の額に算入しない。
3. 完全支配関係がある場合の受贈益の益金不算入 ②◎
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、益金の額に算入しない。
4. 寄附修正事由
(1) 利益積立金額の増加額 ②◎
法人が有するその法人との間に完全支配関係がある子法人株式等について寄附修正事由が生ずる場

問 2 (1) (続き)

合の受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額から寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を
減算した金額
(2) 子法人株式等の帳簿価額 ②◎
寄附修正事由が生じた直後の子法人株式等の帳簿価額は、その寄附修正事由が生じた直前の帳簿価
額に(1)の金額を加算した金額とする。
(あてはめ、結論)
1. E社の取扱い
(1) 損金算入額又は益金算入額 (F社の解答と合わせて①○)
法人による完全支配関係があるF社へ支出した寄附金の額100万円が損金不算入となるのみである。
(2) F社が受けた受贈益の額に対応する寄附修正 (F社の解答と合わせて①○)
利益積立金額を10万円増額し、保有するF社株式の帳簿価額を10万円増額する。
2. F社の取扱い
(1) 損金算入額又は益金算入額
法人による完全支配関係があるE社から受けた受贈益の額100万円が <u>益金不算入となるのみ</u> である。
(2) E社が支出した寄附金の額に対応する寄附修正
利益積立金額を10万円減額し、保有するE社株式の帳簿価額を10万円減額する。
3. D社の取扱い
(1) 損金算入額又は益金算入額
いずれもなく、また、損金不算入額及び益金不算入額もない。
(2) 利益積立金額の増減額はゼロである。
理由：受贈益の額100万円×90%－寄附金の額100万円×90%＝0
(3) 子法人株式等の帳簿価額 (いずれも正解して①○)
保有するE社株式の帳簿価額を90万円減額し、F社株式の帳簿価額を90万円増額する。

問 2 (2)

(法的な理由)
1. 交際費等の意義 ②〇
交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に 対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（一定の費用に該当する ものを除く。）をいう。
2. 損金不算入額 ②〇
法人が各事業年度において支出する交際費等の額（期末資本金の額が 100 億円以下の法人は、その交 際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%相当額を超える部分の金額）は、その事業年度の損金の額に算 入しない。
3. 資本金の額等に準ずるものの範囲等
上記 2. の期末資本金の額は、資本又は出資を有しない法人にあっては、期末の貸借対照表に計上され ている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額（貸借対照表に、当期の利益の額が計上さ れているときは、その額を控除した金額とし、当期の欠損金の額が計上されているときは、その額を加算 した金額とする。）の 60%相当額とする。
(あてはめ、結論)
まず、G 協会が支出した得意先である作家を慰安するための旅行招待費用は上記 1. から <u>交際費等に該 当し</u> 、かつ、その費用の中に接待飲食費は含まれない。
次に、G 協会は非営利型以外の一般社団法人であるため普通法人に該当し、かつ、これは資本又は出 資を有しない法人に該当する。そして、G 協会の総資産の帳簿価額（10 億円）から総負債の帳簿価額（7 億円）を控除した金額からさらに当期の利益の額（2,000 万円）を控除した金額の 60%相当額は 1 億 6,800 万円となり、この額が G 協会の期末資本金の額となるため、中小法人等には該当せず、定額控除限度額 の適用はない。
したがって、G 協会は、その支出した <u>旅行招待費用 200 万円が損金不算入となる。</u>
(旅行招待費用が交際費等に該当することを指摘した場合) ①〇
(結論が正しい場合) ②△
又は（定額控除限度額を記述した上でそれを法的な理由として損金算入されるとの記述をした場合）①〇

問 3

(法的な理由)
1. 合併法人と被合併法人との間に完全支配関係がある場合の適格合併となるための要件 ②〇
次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人の株式等以外の資産が交付されないものをいう（対価要件）。
(1) 被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合のその合併
(2) 合併前に被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、その合併後にその同一の者と合併法人との間にその同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合における被合併法人と合併法人との間の関係
2. 無対価合併の意義 ②△
無対価合併とは、合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係その他一定の要件を満たす関係がある場合におけるその合併が被合併法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されない合併のことをいう。
3. 欠損金の引継ぎ制限
(1) 適格合併における欠損金の引継ぎ ①〇
適格合併が行われた場合には、被合併法人のその適格合併の日前 10 年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、合併法人において生じた欠損金額とみなす。
(2) 適格合併における欠損金の引継ぎ制限等 ④〇
(1) の未処理欠損金額には、次のいずれにも該当しない場合には、その被合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度で前 10 年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額等を含まないものとする。
① その適格合併が共同で事業を行うための合併として一定のものに該当する場合
② その被合併法人と合併法人との間に次のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合
イ その適格合併の日の属する事業年度開始の日の 5 年前の日
ロ その被合併法人の設立の日又はその合併法人の設立の日
4. 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入
(1) 内容 ②△
内国法人と支配関係法人との間でその内国法人を合併法人等とする特定適格組織再編成等が行われた場合には、その内国法人の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、損金の額に算入しな

問3（続き）

い。
(2) 適用期間 ②△
特定適格組織再編成事業年度開始の日以後3年を経過する日（その経過する日がその内国法人と支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日以後5年を経過する日後となる場合には、5年を経過する日）までの期間をいう。
(あてはめ、結論)
まず、合併法人であるP社は被合併法人であるS社の株式の100%を保有しているため、上記1.(1)に該当し、また、本問合併は合併対価の交付が行われていないため、上記2.の無対価合併に該当するとともに、上記1.柱書の対価要件も満たすため、本問合併は適格合併に該当する。
次に、未処理欠損金に係る取扱いであるが、本問合併は共同で事業を行うための合併には該当しないため上記3.(2)①を満たさない。また、上記3.(2)②の最も遅い日はP社の設立の日である令和3年4月1日であるが、P社とS社との間の支配関係成立日は令和3年7月1日であるから、こちらの要件も満たさない。したがって、S社の支配関係事業年度前の未処理欠損金の額1億円はP社には引き継がれない。
い。
最後に、資産の譲渡損失に係る取扱いであるが、特定資産である本問土地については令和8年3月1日に譲渡しているが、これは上記4.(2)の適用期間内の譲渡であるため、その譲渡損失額2,000万円は損金不算入となる。
(本問合併が1.(1)の合併に該当することを指摘した場合) ①○
(無対価合併が適格合併の対価要件に該当することを指摘した場合) ①○
(上記3.(2)②の最も遅い日がP社の設立の日(令和3年4月1日)であることを指摘した場合) ①○
(P社とS社との間の支配関係成立日が令和3年7月1日であることを指摘した場合) ①○
(S社の未処理欠損金の引継ぎがP社に引き継がれないことを指摘した場合) ①○ ★
(本問土地の譲渡が適用期間内の譲渡であることを指摘した場合) ①△
(譲渡損失額2,000万円であること、及び損金不算入となることを指摘した場合) ①△ ★
課税上の取扱いについての記述は★が付いた箇所である。

Z-75-D 【第二問】 解 答

(1)

【資料2】

調整項目	加算・減算の別	金額
建物C圧縮積立金減算	減算	①◎ 30,000,000
機械装置D圧縮積立金減算	減算	①◎ 10,000,000
建物C圧縮積立金超過額	加算	①○ 15,241,529
機械装置D圧縮積立金超過額	加算	①× 10,000,000
建物C減価償却超過額	加算	①○ 789,170
機械装置D減価償却超過額	加算	①× 83,612
特別償却準備金戻入不足	加算	①◎ 1,800,000

計算過程

〔保険差益〕

1. 建物C

$$(1) \text{ 滅失経費 } 5,000,000 + 2,265,000 \times \frac{50,000,000}{75,000,000} = 6,510,000$$

$$(2) \text{ 差引保険 } 50,000,000 - (1) = 43,490,000$$

$$(3) \text{ 保険差益 } (2) - 28,600,000 = 14,890,000$$

(4) 圧縮限度

$$\textcircled{1} (3) \times \frac{43,490,000^{(\text{注})}}{(2)} = 14,890,000$$

$$(\text{注}) 43,490,000 < 60,000,000 \quad \therefore 43,490,000$$

$$\textcircled{2} \textcircled{1} \times \frac{59,470,000}{60,000,000} = 14,758,471$$

$$(5) \text{ 積立超過 } 30,000,000 - (4) = 15,241,529$$

2. 機械装置D

(1) 判定

設備の種類が同じではなく、かつ、類似するものでもないため適用なし

$$(2) \text{ 積立超過 } 10,000,000 - 0 = 10,000,000$$

〔特別償却準備金〕

$$(1) \text{ 税務上戻入 (耐用年数12年 } \therefore 12/84)$$

$$(13,000,000 - 400,000) \times 12/84 = 1,800,000$$

$$(2) \text{ 会社戻入 } 0$$

$$(3) (1) - (2) = 1,800,000$$

【資料 2】（続き）

計算過程	
〔減価償却〕	
1. 建物 C	
(1) 限度	
	$(60,000,000 - 14,758,471 \times \frac{60,000,000}{59,470,000}) \times 0.053 = 2,390,830$
(2) 超過	$3,180,000 - (1) = 789,170$
2. 機械装置 D	
(1) 判定	
① 償却	$41,415,500 \times 0.167 = 6,916,388$
② 保証	$42,000,000 \times 0.05566 = 2,337,720$
③ ① ≥ ②	∴ 通常
(2) 限度	6,916,388
(3) 超過	$7,000,000 - (2) = 83,612$

【資料 3】

調整項目	加算・減算の別	金額
土地 E 加算	加算	①◎ 825,600
土地 E 圧縮超過額	加算	①◎ 4,580,000
建物 F 減価償却超過額	加算	①△ 14,685,834

計算過程

〔交換〕

1. 土地 E

(1) 判定

$$68,800,000 - 65,000,000 = 3,800,000 \leq 68,800,000 \times 20\% = 13,760,000 \quad \therefore \text{適用あり}$$

(2) 経費 780,000

$$(3) \text{ 圧縮限度 } 68,800,000 - (32,000,000 + 780,000 + 3,800,000) = 32,220,000$$

$$(4) \text{ 圧縮超過 } 36,800,000 - (3) = 4,580,000$$

2. 建物 F

(1) 判定 ①△

交換取得資産を交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供していない。 $\therefore$ 適用なし

$$(2) \text{ 圧縮超過 } 6,000,000 - 0 = 6,000,000$$

〔減価償却〕

$$(1) \text{ 取得価額 } 15,200,000 + 182,400 = 15,382,400$$

(2) 判定

$$15,382,400 \times 50\% = 7,691,200 \geq 7,000,000 \quad \therefore \text{簡便法}$$

$$(3) \text{ 見積 } (31\text{年} - 14\text{年}) + 14\text{年} \times 20\% = 19.8\text{年} \rightarrow \underline{19\text{年}} \quad \text{①◎}$$

$$(4) \text{ 限度 } (15,382,400 + 7,000,000) \times 0.053 \times 3/12 = 296,566$$

$$(5) \text{ 超過 } (1,800,000 + 182,400 + 7,000,000 + 6,000,000) - (4) = 14,685,834$$

【資料 4】

調整項目	加算・減算の別	金額
前期未収法人税等加算	加算	①△ 7,924,500
所得税額等の還付金額	減算	①◎ 824,865
欠損金の繰戻還付金額	減算	①◎ 1,282,499
中間法人税額等の還付金額	減算	①◎ 5,532,800
損金経理納税充当金	加算	①◎ 13,736,700
計算過程		
※ 所得税額等の還付金額と欠損金の繰戻還付金額とをまとめて「所得税額等の還付金額等」として調整項目とすることも可。∵別表四の調整名が「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」となっているため		

【資料 5】

調整項目	加算・減算の別	金額
役員給与の損金不算入額	加算	9,960,000
特殊関係使用人給与の損金不算入額	加算	①◎ 1,920,000
未払決算賞与加算	加算	①× 13,300,000
計算過程		
〔判定〕 (1) 株主順位 ① I グループ $40\% + 5\% = 45\%$ ② J グループ $30\% + 5\% = 35\%$ ③ Mグループ 20% (2) 同族会社の判定 ① + ② + ③ = $100\% > 50\%$ ∴ <u>同族会社</u> ①◎ (3) 留保金課税の判定 $45\% \leq 50\%$ ∴ 留保金課税適用なし		

【資料 5】（続き）

計算過程				
(4) 使用人兼務役員の判定				
	50%超基準	10%超基準	5 %超基準	判定
K 氏	○	○	○	役員 ①◎
L 氏	○	○	×	使用人兼務役員
(5) 特殊関係使用人の判定				
N 氏は I 氏の長男（親族）であるため、役員と特殊の関係のある使用人に該当する。				
〔役員給与〕				
1. 1 項基準				
$3,500,000^{(J \text{氏賞与})} + 2,000,000^{(K \text{氏賞与})} = 5,500,000$ ①△				
K 氏の賞与は役員賞与として扱う。				
2. 2 項基準				
(1) 不相当に高額				
① 実質				
M 氏定期給与 $2,760,000 - 1,200,000 = 1,560,000$ ①◎				
② 形式				
(a) 取締役				
(ア) 支給 $(18,000,000 + 15,600,000 + 8,400,000 + 3,960,000 + 5,000,000 + 3,500,000 + 6,000,000^{(K \text{氏})} + 2,000,000^{(K \text{氏})}) - 5,500,000^{(1 \text{項})} + 7,200,000^{(L \text{氏})} -$ (注) $7,200,000 = 56,960,000$				
(注) L 氏の使用人給与は適正額				
(イ) 限度 55,000,000				
(ウ) (ア) - (イ) = 1,960,000				
(b) 監査役 $2,760,000 - 3,000,000 < 0 \therefore 0$ ①◎				
③ ① < ② $\therefore 1,960,000$				
(2) L 氏使用人賞与 $2,500,000$ ①△				
(3) (1) + (2) = 4,460,000				
3. 1. + 2. = 9,960,000				
〔特殊関係使用人給与〕				
$2,520,000 - 600,000 = 1,920,000$				
〔決算賞与〕				
賞与の支給対象者は、支給日に在籍した者に限る旨の規定がある場合のその支給額の通知は「その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること」でいう「通知」には該当しない。				
$\therefore$ 決算賞与の全額が損金不算入				

利益積立金額の計算に関する明細書（一部抜粋）

（単位：円）

区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
利益準備金	12,000,000		500,000	①◎ 12,500,000
建物C圧縮積立金			30,000,000	①◎ 30,000,000
機械装置D圧縮積立金			10,000,000	①◎ 10,000,000
建物C圧縮積立金 積立超過額			15,241,529	①○ 15,241,529
機械装置D圧縮積立金 積立超過額			10,000,000	①× 10,000,000
建物C			789,170	①○ 789,170
機械装置D			83,612	①× 83,612
特別償却準備金	①◎ 400,000		1,800,000	①◎ 2,200,000
建物C圧縮積立金減算			△30,000,000	①◎ △30,000,000
機械装置D圧縮積立金減算			△10,000,000	①◎ △10,000,000
土地E			825,600	①◎ 825,600
土地E圧縮超過額			4,580,000	①◎ 4,580,000
建物F			14,685,834	①△ 14,685,834
未収法人税等減算	△7,924,500	△7,924,500		0
未収還付法人税等	5,101,900	5,101,900	①△	0
未収還付住民税	430,900	430,900		0
未払決算賞与加算			13,300,000	①× 13,300,000
繰越損益金	266,854,223	266,854,223	279,854,223	①◎ 279,854,223
納税充当金	52,500	52,500	13,736,700	①◎ 13,736,700
未納住民税	△52,500	①◎ △52,500		

(2)

当期控除額	①× 2,128,294
翌期における繰越税額控除限度超過額	①× 301,706
計算過程	
(1) 判定 ① $\frac{408,600,000 - 400,000,000}{400,000,000} = 0.0215 \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり} \quad \text{①○ (判定をしていれば)}$ (注1) 比較：400,000,000 (注2) 当期：(361,600,000 + 63,000,000 - 13,300,000) - 2,700,000 = 408,600,000 (注) 上記いずれも雇用安定助成金額はこれを控除しない。 ただし、0.021 < 2.5% $\therefore$ <u>控除率 0.15 上乗せなし</u> ①△ (判定をしていれば) ② $\frac{3,500,000 - 3,000,000}{3,000,000} = 0.166\cdots \geq 5\%$ かつ、 $\frac{3,500,000}{408,600,000} = 0.0085\cdots \geq 0.05\% \quad \therefore \text{控除率 0.1 上乗せ} \quad \text{①○ (判定をしていれば)}$ ③ くるみん認定あり $\therefore$ 控除率 0.05 上乗せ	
(2) 税額控除限度額 ① 給与等支給増加額 イ 408,600,000 - 400,000,000 = 8,600,000 ロ (408,600,000 - 950,000) - (400,000,000 - 450,000) = 8,100,000 ハ イ > ロ $\therefore$ 8,100,000 ② 8,100,000 × (0.15 + 0.1 + 0.05) = 2,430,000	
(3) 当期税額基準額 10,641,472 × 20% = <u>2,128,294</u> ①○	
(4) (2) > (3) $\therefore$ 2,128,294	
(5) 繰越税額控除限度超過額 (2) - (4) = 301,706	